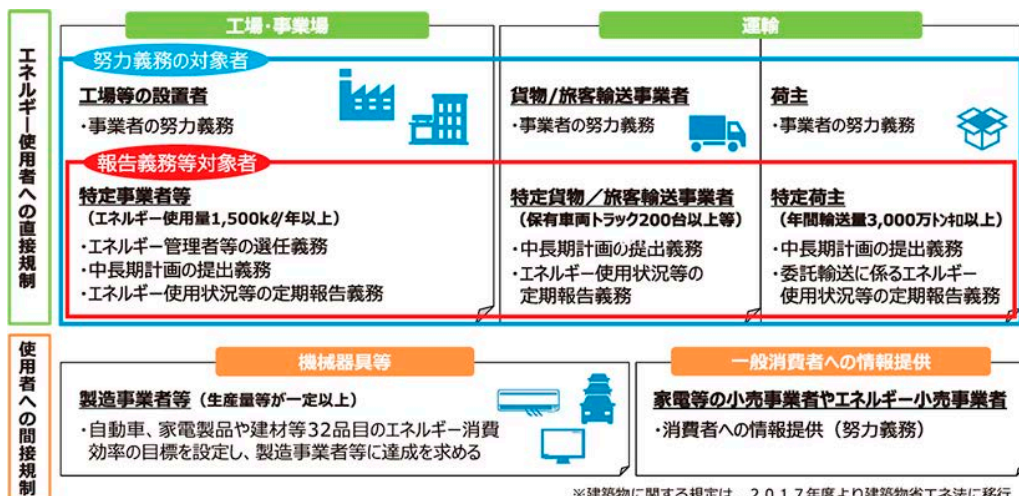


## (14) 省エネ法（正式名称「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」）

省エネルギーに関する日本の法律で1979年10月1日から施行されています。一定規模以上の（原油換算1,500kl/年以上使用する）事業者には、エネルギーの使用状況等について定期的な報告を義務づけ、省エネルギーや非化石エネルギーへの転換に関する取り組みの見直しや、計画の策定を求める法律です。省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取り組みの実施やエネルギー使用状況等の報告を求めています。また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求める法律となっています。

（※省エネ法の中の建築物に関する規定は、2017年度より建築物省エネ法に移行されています）



※建築物に関する規定は、2017年度より建築物省エネ法に移行

図6 省エネ法の概要図  
（経済産業省\_資源エネルギー庁HPより引用）

## (15) 建築物省エネ法（正式名称「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」）

建築物の省エネルギー性能の向上を目的とする法律です。社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギー消費量が著しく増加している現状を踏まえ、省エネルギー対策の強化を図るために2015年7月8日に公布され、2017年4月1日（一部は2016年4月1日）より施行されました。

建築物省エネ法は大きく規制措置（義務）と誘導措置（任意）の2つに分けることができ、